

評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
配置予定業務責任者や業務実績の評価	配置予定業務責任者	配置予定業務責任者が資格を有しているか、下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門「道路」） ②国土交通省登録資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく「道路」の施設分野において、「計画・調査・設計」として登録された資格	①5 ②3
	業務実績	過去 10 年間に完了した業務において業務実績を有しているか、下記の順位で評価する。 ①ETC2.0 プローブデータを活用した業務の実績（5 件以上） ②ETC2.0 プローブデータを活用した業務の実績（3 件以上）	①5 ②3
提案に対する評価	取組方針の妥当性	・取組方針・取組体制等は妥当か。	5
	提案項目の理解度	・本業務の目的、内容を理解できているか。	5
	提案内容の独創性（特定テーマ）	・提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案があるか。	15
	提案内容の的確性（特定テーマ）	・提案内容が本市の特徴を踏まえた内容となっているか。 ・着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されているか。	15
	提案内容の実現性（特定テーマ）	・提案内容に説得力があるか。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。	15
ヒアリングの評価	理解度	・本市の課題等を理解できているか。	10
	コミュニケーション力	・理解しやすい説明、プレゼンテーションであったか。	10
	取組姿勢	・責任感や積極性が感じられたか。	10
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 （加点方法） 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 （対象となる認証等） （1）浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認	5

		証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は 600 点とする（評価委員 1 人あたりの点数 100 点×評価委員 6 人）。
- 3 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「提案に対する評価」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「提案内容の的確性」が高い者を上位とする。